

第95号



生活衛生 いしかわ

(一社) 石川県生活衛生同業組合連合会
 (公財) 石川県生活衛生営業指導センター
 金沢市平和町1-3-1 石川県平和町庁舎3F
 TEL: 076-259-6510
 FAX: 076-259-6516

◆ 巻頭言 ◆



生活衛生同業組合の皆様へ

石川県氷雪販売業生活衛生同業組合
 理事長 蔵本 顕彦

生活衛生同業組合の皆様におかれましては、益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。

私の所属しております氷雪販売業生活衛生同業組合は昭和十七年に組合員五十名でスタートしました。その後、昭和三十六年に販売量のピークを迎えた後、家庭用電気冷蔵庫や全自動製氷機の普及など業界に逆風が吹き、業務転換や廃業をせざるを得ない状況になり組合員が減少、さらにその後、消費者が氷を買い求める先が「氷屋」からスーパーやコンビニエンスストアなどに移っていききました。その様な時代の変化により、現在の氷屋は八名になりました。

組合としても、八名では大きな取組みは困難な状況です。しかしその様な状況の中でも現在営業を続けている組合員は各自工夫をし、試行錯誤しながら努力を重ねて頑張っています。

以前は包装のない氷をそのまま、お客様に販売、お渡ししていましたが、今では包装無しのお客様にお渡しする事がなくなりました。更にはその氷を、砕いたり、小さくカットしたり、丸い氷にと加工して販売する。そうやって、現在まで生き残ってきました。近年、これまで以上に氷の加工の多様化や衛生管理が求められております。そして今後、起こりうる災害においては、食品の保存用として且つ飲料水として、使い道のある「氷」が役に立つと確信いたしております。その為に、全組合員で知恵を出し合い、世の中のお役に立てる組織にする所存です。今後ともご指導ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

栄えあるご受賞
おめでとうございます

✿石川県知事表彰

永年にわたり生活衛生関係営業の発展のために
顕著な功績を挙げられたことが認められ、令和元年
度生活衛生功労者として、知事表彰を受けられまし
た。

表彰式は、令和元年十二月二十六日、石川県庁特
別会議室で、知事、健康福祉部長、次長、薬事衛生
課長、吉田理事長が列席して行われました。

鮪 商 寺 西 正 彰 (金沢市)

麺類食堂 新 保 義 雄 (小松市)

飲 食 業 坪 野 俊 信 (志賀町)

理 容 中 村 伸 夫 (金沢市)

柳 恵 子 (金沢市)

公衆浴場業 本 倉 俊 男 (小松市)

☆受賞されました皆様方の日頃のご研鑽に
深い敬意を表しますとともに、心からの
お祝いを申し上げます。

(敬称略、順不同)



□消費者懇談会の開催

十月二十四日に県庁の会議室
で、十一月五日には能登中部保健
福祉センターにおいて、それぞれ
消費者懇談会を開催しました。

懇談会には、各地域の消費者団
体代表と関係組合代表や保健福祉



県庁1002会議室 (金沢地区)



能登中部保健福祉センター（能登地区）

センター、県、市町の行政関係者にご参加いただきました。

いずれの地区でも、消費者から寄せられた苦情相談の分析や情報提供・共有の迅速化などについて懇談しました。

特に、消費者の皆さんには、Sマークの制度や意義などについて説明し、今後、Sマーク登録店をご利用いただくようお願いしました。

意見交換では、消費者の方々から、今後、さらにSマークの周知

が必要なことや、組合に加入している店舗の方に安心感があるなどの意見がありました。

◆経営特別相談員会総会の開催

十一月二十六日、石川県地場産業振興センターにおいて、経営特別相談員会総会が開催され、十二名の特相員（ほかに十三名委任状）が出席されました。

議事では、会長、副会長及び監事などの役職の廃止とともに、総会の廃止を内容とする会則の変更について、議決・承認されました。

なお、「幹事」については、引き続き存続することとなり、経営特別相談員会の今後の運営は、幹事及び幹事会を中心に行われることとなりました。

◆経営特別相談員研修会の開催

十一月二十六日、石川県地場産業振興センターにおいて経営特別相談員研修会を開催し、二十六名

の方々に参加いただきました。

最初に当センターの小西専務理事から「生産性向上に係るガイドライン・マニュアルの活用について」説明があり、続いて、石川働き方改革推進支援センターの谷内美穂子専門家アドバイザーから「最低賃金制度等について」、日本政策金融公庫金沢支店国民生活事業の板橋融資第二課長から「公庫融資制度について」ご講演をいただきました。

最後に、中小企業診断士の佐藤



卓氏から「生衛業の収益性向上について」と題し、ご講演をいただきました。収益性を向上させるために、来店頻度や作業改善など十二の視点から業態別に効果的な手法を提案いただき、今後の経営改善に向け、貴重なお話をいただきました。

◆地区相談室の開催

経営や融資等の相談に対応するため、地区相談室を能登地区で二回開催しました。

第二回では、公庫金沢支店のご協力を得ました。

第一回 十一月五日

能登中部保健福祉センター

第二回 十一月二十七日

七尾商工会議所





飲食業組合

飲食店を取り巻く
状況と課題

石川県飲食業生活衛生同業組合
副理事長 福永 佳正

本来、完食すべき食品が食品関連事業者及び一般家庭などから廃棄される食品は、年間六百四十三万トンに及びます。内訳は外食産業二十八%・食品製造業二十八%・食品小売業二十%となっており、食品リサイクルされるのは、九十%になります。食品にリサイクルすることは勿論不可能で、堆肥として再利用されます。しかしながら野菜農地に対しての流通



システムが構築されていません。特に石川県は、金沢・能登・加賀温泉郷を有する観光地で、人口の約二十倍の観光客分の食品が使用されています。食料の豊富な石川県だからなおの事です。「美味しいいしかわ食べきり協力店」に登録して食品残渣が出ない取り組みを実践すべきだと思いますし、食品取り扱い事業所はHACCP（ハサップ）導入も考えに入れ、食品ロスを安全衛生活動すべきと考えます。

HACCPとは、造語で危険・分析・重要・管理・ポイントの英語頭文字を並べた造語です。

特に飲食店は、食べきり協力店に登録してポスターを表示し、啓蒙活動をし、日本独自の食文化「いただきます」の感謝の心と「もったいない」の精神で食品管理を忘れずに営業に努めていく事が求められています。

そして今、飲食店での最大の課題が「受動喫煙防止法」です。本年四月から施行されますが、導入時の課題が飲食・旅館・理美容はじめ、生衛諸団体に余りにも多く、喫煙室の設置をしなければならぬお店もあり助成制度もありますが、経営を圧迫する事態も考えられます。併せて喫煙マナーの周知徹底・啓蒙活動も官民一体となつて考えていかなければと思います。

終わりに、我が組合のメインイベントの一つであるFOODEXいしかわを「進化する料理人」をメインテーマにして四月二十二・二十三日に開催を致します。宜しくお願い致します。

理容組合

楽しく「理容体験」を

石川県理容生活衛生同業組合
常務理事 沓 智之

県理容組合の理容体験プログラムが十月七日に金沢高校で行われ、生徒四人（三年生女子三人、一年生女子一人）が受講しました。

プログラムは、組合から林政勝講師、補佐に近藤秀司組織部長、鹿渡正宏さん、青山幸雄さんが出



席し、石川県理容美容専門学校理容科の先生三人と生徒十二人が協力しました。

内容は、林講師による講演「理容について」と理容美容学校先生による説明「理容美容学校について」の後に実習が行われ、四人の受講生がワインディング、レディースカット、フェイシャルエステ、編み込みの四か所に分かれて理容学校生の基本に忠実な指導を受けました。

最後に質疑応答とアンケートを実施したところ、「とても優しく丁寧に教えていただいた」「楽しく体験できた」「全国大会、世界大会目指して頑張りたい」等の感想がありました。

こまつこどもおしごとたいけん

県理容組合加賀支部の事業推進部十二人は十一月十七日、小松市民センターで開催された「こまつこどもおしごとたいけん二〇一九」に参加しました。

四百人の小学生が色々な企業

ブースに分かれて働くことを体験する催しで、とても人気があります。

理容ブースには三十七人の子供たちが集まり、マネキンを使ったカット、顔剃りをやさしく指導しました。子供たちは「カットが楽しい」「マネキン怖い」などの感想を言いながら、楽しんで仕事をしていました。

荒木潤部長は「この中から将来理容師になりたいと一人でも思ってくれたら嬉しい。この素晴らしいイベントには、ぜひ継続して参加したい」と話しています。



公衆浴場業組合

新しい風

石川県公衆浴場業生活衛生同業組合
理事長 松永日出男

最近、新しい風が吹いています。生衛業全ての業界が取り組む事案と思えます。

生衛業界は古来、日本文化を形成する大切な業界です。何ひとつ取り残すわけには行かないと思えます。

次世代型の業を作る為にも改革する。不転の気持ちにてチャレンジしては如何でしょうか。

- ・ インダストリー 4.0 世界規模
- ・ (第四次産業革命) IT, IoT, AI
- ・ ソサエティ 5.0 日本環境省
- ・ (第四次産業革命, プラス人間性)

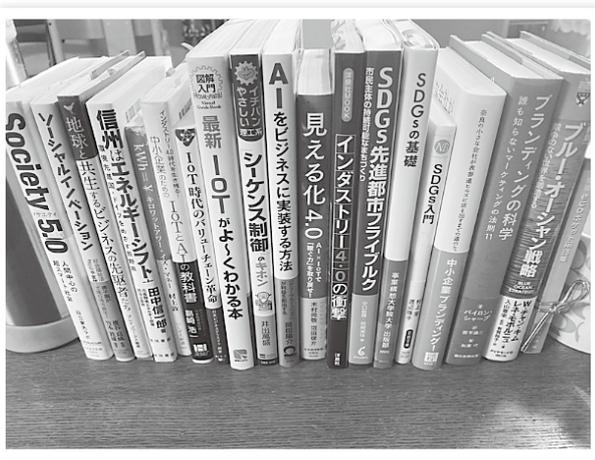
- ・ SDGs世界規模 (持続可能な開発) 経済、社会、環境
 - ・ ブルーオーシャン戦略 世界規模 (無血戦略) 競争の無い世界
 - ・ 働き方改革 (全ての人の幸せ)
- 此れからの新しい社会を構築する為の学びと思えます。

最近の気候変動は驚異的です。事業を行っている皆様においても

例外はない事。学ぶ時代に入った様です。

わかる範囲で良い。本屋にてパラページをめくって下さい。これは大企業の話ではありません。家族経営者だからこそ、効率よく見える化にて家の中、お店を改善、改革、地域社会に貢献し、共に生き、共に暮らし、共に学ぶ。何故必要なのでしょう。

現在を生きる我々、これから生まれてくる子たち、未来の人達から後ろ指をさされぬ様、高齢者社会を生き抜く必要の為と思われま



飲食店関係の皆様へ 令和2年6月1日から

HACCP（ハサップ）制度化が始まります

食品衛生法が改正され（平成30年6月13日公布）、原則としてすべての食品等事業者が、その規模や形態等により HACCP に沿った衛生管理が求められることとなりました。

（令和2年6月1日施行。経過措置期間1年）

→ 飲食店は、小規模事業者として、「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」が求められ、厚生労働省が確認・公表した「手引書」を参考に一般衛生管理を基本とした計画を作成し、チェックリストに記録することとなっています。

※ HACCP（ハサップ）とは食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法です。

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

食中毒予防
の3原則つけない
（清潔）ふやさない
（迅速）やっつける
（加熱又は冷却）

見える化

衛生管理の「見える化」

○「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」は、これまで求められた衛生管理の「見える化」です。

① 衛生管理計画 + ② 実施 + ③ 記録・確認

- ① 衛生管理計画を作成する。（手引書を参考に記載）
→ 現在、取り組んでいる衛生管理とメニューに応じた衛生管理の注意点（冷蔵する、加熱する）を明確化する。
- ② ①を実施する。
- ③ ②を記録・確認する。

➤ まずは厚生労働省のホームページから自分の施設の参考となる「業種別手引書」をダウンロードしてみましょう

HACCPに関する情報は
厚生労働省のホームページに掲載されています。

厚生労働省 HACCP

検索

※（小規模な）一般飲食店向け HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書

※ 旅館・ホテルにおける HACCP の考え方を取り入れた衛生管理手引書 等

許可制度の見直し（令和3年6月1日施行）

HACCPの制度化に対応するため、許可制度の見直しや営業届出制度が創設されました。
（令和3年6月1日施行）

- ① 許可業種の見直し（飲食店営業と喫茶店営業が統合 等）
- ② 許可業種の見直しに併せ、施設基準の全国平準化が図られます
（施設の基準は、国の省令を参考に都道府県が設定することとなりました）
- ③ すべての事業者には HACCP 制度化に対応していただくために、届出制度が創設されました
 - ・ 氷雪販売業、乳類販売業等一部の許可業種が営業の届出に移行
 - ・ 常温で長期保存可能な食品を取り扱う営業者以外の食品取扱業者は営業の届出の義務付け等

<お問い合わせ先> お近くの県保健福祉センターまたは県薬事衛生課（TEL：076-225-1443）
金沢市保健所衛生指導課（TEL：076-234-5112）

事業者のみなさんへ

2020年へ向けて、原則屋内禁煙。喫煙には、事業者の分類に沿った喫煙室の設置が必要です。

2020年4月1日より「健康増進法の一部を改正する法律」が全面施行されます。

本法律により、事業所、工場、理美容店、旅館・ホテル(客室は除く)、興行施設、公衆浴場、飲食店等、多くの方が利用する全ての施設において、原則屋内禁煙※となります。 ※屋内での喫煙には基準を満たした喫煙室の設置が必要

 <p>喫煙室の標識掲示</p> <p>施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。</p>	 <p>20歳未満は立入禁止</p> <p>20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。</p>	 <p>従業員への受動喫煙対策</p> <p>従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。</p>	 <p>違反時の罰則等の適用</p> <p>義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。</p>
---	--	--	--

○標識例○ ※以下の様式は下段WEBサイトにてダウンロードできます。

<p>喫煙専用室</p>  <p>「喫煙室」の出入口に貼るもの</p>	<p>喫煙専用室あり</p>  <p>○喫煙が可能 ×飲食など不可 施設の一部に設置可</p> <p>「施設」の出入口に貼るもの</p>	<p>加熱式たばこ専用喫煙室</p>  <p>「喫煙室」の出入口に貼るもの</p>	<p>加熱式たばこ専用喫煙室あり</p>  <p>▲加熱式たばこに限定 ○飲食など可能 施設の一部に設置可</p> <p>「施設」の出入口に貼るもの</p>
---	--	--	--

<お問い合わせ先>

所在地を管轄する県保健福祉センターまたは県健康推進課(TEL:076-225-1437)
金沢市は金沢市健康政策課(TEL:076-220-2233)

※石川県ホームページはこちら→



詳しい情報はこちらへ
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう!望まない受動喫煙



「生衛業受動喫煙防止対策助成金」のご案内

生衛業受動喫煙防止対策助成金	
対象となる事業者 (すべてに該当する事業者が対象)	1. 労働者災害補償保険の適用対象外となっている事業主(いわゆる「一人親方」) 2. 「生活衛生関係営業」を営む事業者 3. 事業場内において、受動喫煙防止措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主
助成対象経費	措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など ※助成対象となる措置内容には、それぞれ基準があります
助成率	1/2 ※飲食店を営んでいる事業場は2/3
助成上限額	100万円 ※同じ事業場で複数の場所に措置を講ずる場合や同時期に複数の措置を組み合わせる場合であっても上限額は100万円です
留意事項	・助成金の交付は各事業場単位とし1事業場につき1回のみとします ※過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません ・この助成金の受給にあたっては喫煙専用室の設置などの事業計画の内容が技術的および経済的な観点から妥当であることが必要です ※単位面積当たりの助成対象経費の上限が定められています
申請手続き	・助成金の制度を把握し、申請書、事業計画等の作成、交付申請必要資料等の準備
交付申請書類等の提出先	(公財)石川県生活衛生営業指導センター ※詳しい技術審査を全国指導センターで行います ※審査期間は原則1か月以内です

「安心・安全」をお約束する「Sマーク」です。

理容店／美容店／クリーニング店／一般飲食店／めん類飲食店



Safety 安全

Sマークの店は損害賠償責任保険加入済み。だから万一の事故にもきちんと対応できます。

Standard 安心

Sマークの店はサービス内容をはっきり掲示。安心できるサービスをお約束します。

Sanitation 清潔

Sマークの店は施設・設備の一定の基準を守って、衛生管理をきちんと行っています。

標準営業約款登録は、
毎年2月と8月に
なります。

Sマーク登録店は、日本政策金融公庫の利率（運転資金）が軽減されます。

新規に登録をされる方は、加入組合又は石川県生活衛生営業指導センターにお問い合わせ下さい。

表紙写真 説明

のと里山里海 ミュージアム

のと里山里海ミュージアムは、2018年10月、七尾市の能登歴史公園内にオープンしました。

館内では、2011年に世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」の豊かな自然と歴史・文化を常設展示とシアターで紹介しています。



お 願 い

この広報紙は、生衛組合員の皆さんのための機関紙であり、消費者や生衛業の皆さんへの広報紙でもあります。各組合の皆さん方からの随想やいろいろな話題を提供してください。なお、既刊の「生活衛生いしかわ」は指導センターホームページで見ることができます。

石川県生活衛生営業指導センター

ホームページ URL <http://www.seiei.or.jp/ishikawa/>

Eメール E-mail ishikawacenter@seiei.or.jp